

○福岡県公立大学法人評価委員会条例

平成十七年七月四日
福岡県条例第四十七号

(設置)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)の業務の実績に関する評価等を行わせるため、福岡県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 特別委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める。

3 補欠の委員及び特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び特別委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第六条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見申立ての機会の付与等)

第七条 委員会は、法第七十八条の二第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績等に関する評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該評価の対象となった公立大学法人に評価案を示し、意見の申立ての機会を付与するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見の申立てがあった場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて法第七十八条の二第五項の規定により報告し、及び公表するものとする。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。